

中国インターネット情報弁公室御中

中国日本商会
一般社団法人 電子情報技術産業協会 個人データ保護専門委員会

中国「個人情報の越境移転に関する標準契約条項（意見募集稿）」に関する意見

意見項目	修正提案	修正理由
全般	各現地法人が自主的に個人情報保護の影響評価を実施するにあたり、個人情報保護の影響評価の結果を記入するフォーマット（評価報告書のフォーマット）を、中国政府により発行、提供する。	個人情報保護の影響評価の対象項目ごとに、どのような評価結果を具体的に記入すればよいか、中国政府がフォーマット（評価報告書のフォーマット）を発行、提供することにより、具体的な影響評価の対象／内容が明確化されるため。
全般	電子署名で締結した標準契約について、届出手続きを認める。電子署名した電子契約の写しなどを政府に提出する。	国際間で紙媒体により契約書を押印する手続きは、煩雑で長期間の時間がかかることとなり、契約押印手続きを簡素化するため。
全般	標準契約の英文版、日文等を頒布いただきたい。	中国国外企業の手続きを円滑化するため。
■「個人情報越境移転標準契約規定」に関する意見		
第2条	<p>下記下線部の追加を提案する。</p> <p>また、「標準契約」における当事者双方のみに適用する表現を調整することを提案する。</p> <p>個人情報処理者は、「中華人民共和国個人情報保護法」第38条第1項第（三）号に基づき、国外の受領者と契約を締結して中華人民共和国の国外に個人情報を提供する場合には、この規定に従って個人情報越境移転標準契約（以下、「標準契約」という）を締結しなければならない。</p> <p><u>個人情報処理者又は国外の受領者が複数の主体に関わる場合、標準契約を適用することができる。</u></p> <p>個人情報処理者は、国外の受領者と個人情報越境移転活動に係るその他の契約を締結するにあたり、標準契約に抵触してはなら</p>	<p>現在の同規定は、個人情報処理者又は国外の受領者が複数の主体に関わる場合、標準契約を適用することが可能かどうかを明確にしていない。二者間のシナリオのみに適用されると読み取ることができる。</p> <p>しかし、実際の業務の中では、複数の個人情報処理者又は国外の受領者に関わる場合がある。例えば、（1）1社の中国現地法人に対して、中国国外で個人情報を受取る会社が複数あるケース、（2）複数の中国現地法人に対して、中国国外で個人情報を受取る会社が1社のケースである。標準契約が二者間のみ適用される場合、必要以上の契約締結業務が発生し、インターネット情報部門が届け出に対応するための作業量と監督管理のハードルが高くなることを懸念する。</p> <p>複数の会社間の契約を一本化することによ</p>

	ない。	り、煩雑な契約締結手続きを簡素化するために、複数の主体に適用できることを明確にすることを提案する。
第4条 (二)	下記下線部の追加を提案する。 (二) 処理した個人情報に100万人に満たない場合。 <u>なお、同一人物の情報(異なる情報を含む場合であっても)を複数回処理した場合も1人と看做す。</u>	100万人の計算方法を明確化するため。
第4条 (二)	「個人情報を扱う対象者が100万人未満の場合」に対して、期間或いは回数を限定することを提案する。	個人情報を扱う対象者が100万人未満の制限が必要。
第4条 (三)	下記下線部の追加を提案する。 (三) 前年1月1日から起算して国外に提供した個人情報が累計で10万人に達しない場合。 <u>なお、同一人物の情報(異なる情報を含む場合であっても)を複数回提供した場合も1人と看做す。</u>	10万人の計算方法を明確化するため。
第4条 (三)	下記下線部の追加を提案する。 (三) 前年1月1日から起算して <u>契約の締結日までに</u> 国外に提供した個人情報が累計で10万人に達しない場合。	起算日しか規定しておらず、具体的な終了日を定めていないため。 個人情報処理者が実際の業務の中で、適切な個人情報越境移転方式を選ぶことができるよう、累計の終了日を契約締結日に明確化することを提案する。
第4条 (四)	下記下線部の追加を提案する。 (四) 前年1月1日から起算して国外に提供した機微な個人情報が累計で1万人に達しない場合。 <u>なお、同一人物の情報(異なる情報を含む場合であっても)を複数回提供した場合も1人と看做す。</u>	1万人の計算方法を明確化するため。
第4条 (四)	下記下線部の追加を提案する。 (四) 前年1月1日から起算して <u>契約の締結日までに</u> 国外に提供した機微な個人情報が累計で1万人に達しない場合。	起算日しか規定しておらず、具体的な終了日を定めていないため。 個人情報処理者が実際の業務の中で、適切な個人情報越境移転方式を選ぶことができるよう、累計の終了日を契約締結日に明確化することを提案する。

第5条	第5条の重点評価内容（特に第（三）項と第（五）項）について、個人情報処理者の参考用に具体的なガイドライン又は個人情報保護影響評価報告のフォーマットを発布することを提案する。	「個人情報保護法」に規定されている個人情報保護影響評価の内容に比べ、「標準契約規定」は、個人情報越境移転の具体的な要求事項をより詳細に規定している。 個人情報処理者にとって、特に第（三）項と第（五）項の評価内容はハードルが高い。即ち、国外の受領者の管理及び技術的措置、能力等が越境移転する個人情報の安全を確保することができるかどうか、国外の受領者の所在国又は地域の個人情報保護政策法規が標準契約の履行に与える影響などを評価するにあたり、明確なガイドラインがなければ、標準契約の利用率が低下し、届け出のハードルが増大するなどの不利な影響が生じる可能性がある懸念し、関連のガイドライン又は報告のフォーマットを発布することを提案する。
第8条	下記下線部の追加を提案する。 標準契約の有効期間内に次の各号のいずれかの状況が生じた場合には、個人情報処理者は、標準契約を改めて締結し、届出を行わなければならない。 <u>再締結が不可能な場合、個人情報処理者は個人情報の送信を停止し、規制当局に報告して提出する必要がある。</u>	相手方が契約の再署名を拒否した場合の規定がなく、契約を再署名できない場合に個人情報処理者がどのような措置を講じるべきかが不明である。
第8条 (二)	下記取消線部の削除を提案する。 (二) 国外の受領者の所在国又は地域の個人情報保護政策法規に変化が生じる等、個人情報の権益に影響する可能性がある場合。	個人情報保護の政策は範囲が広大且つ曖昧であるため、個人情報処理者が国外の受領者の所在国又は地域の個人情報保護政策の更新状況をタイムリーに把握することができない。政策の更新による個人情報の権益にもたらす影響を考慮すると、政策が更新される度に標準契約を再締結する必要がある。政策の更新が速いため、頻繁に標準契約を締結する状況が発生する可能性があると考えられる。 一方、法律法規は比較的に明確な定義がある上に、長期的、全体的な政策変化の方向性

		を反映している。 したがって、此处では「個人情報保護法規」のみを保留することを提案する。
■「個人情報越境移転標準契約」に関する意見		
第1条 (七)	第一条の中に、(七)「第三方受益人」の定義を追加し、現在(七)(八)を(八)(九)に回す。	「第三方受益人」の定義を明確化するため。
第2条 (四)	下記下線部の規定は処理者の義務の中に含めるのではなく、付属文書二などの双方の義務の項目に記載する項目としていただきたい。 次の技術的及び管理的措置を講じている（個人情報の種類、数量、範囲及び機微の程度、転送の数量及び頻度、個人情報転送及び国外の受領者の保存期間、個人情報処理の目的等、もたらされる可能性のある個人情報セキュリティリスクを総合的に考慮する）。 <u>（例えば暗号化、匿名化、非識別化、アクセス制御等の技術的及び管理的措置等）</u>	本項目は、「個人情報処理者の義務」の中に規定されているが、安全管理措置（赤字部分）は、“個人情報処理者の委託を受けて個人情報を処理する者”が取る措置でもあるため。 個人情報処理者の義務の中に含まれてしまうと、個人情報処理者の委託を受けて個人情報を処理する者が取りうる安全管理措置の実態に合わない措置が記載されてしまう恐れがある。
第2条 (五)	下記の通り取消線部の削除、下線部の追加を提案する。 (五) 国外の受領者の要求を経て 、関連法律の規定及び技術規格の写し翻訳を国外の受領者に提供する。	本契約の第三条第(六)項第2号に準じ、個人情報を漏洩したら、海外の個人情報受領者が中国の関連法令に基づいて中国の監督管理機関に報告するという義務を付けられている。しかし、海外の個人情報受領者が中国の関連法令を知らないから報告しなかったことを理由にして免責を求める可能性がある。具体的には以下二つの理由がある。 1、「個人情報を海外への提供についての基本契約に関する規定」における第十一条省級以上の関連部門は個人情報を海外へ提供する実際の状況を関連法令に違反した場合について、どのような効果を受けるかについて定められたものの、どのような具体的な監督管理行為を行って違法の行為を発見

		<p>するのは定められていない。2、本契約第五条（個人情報主体の権利）第（六）項は、第三条第（六）項で定められている関連義務の個人情報主体からの請求権を排除している。かつ、第六条（権利救済）には紛争に対して個人情報主体の訴訟権限を与えているが、個人情報提供者の請求権の権限及び訴訟権限を明らかにしていない。そこで、契約に基づいて海外の個人情報受領者は情報漏洩の報告義務を付けられているが、個人情報主体と情報提供者がその報告したかどうかに対する監督の権限を与えておらず、関連機関の具体的な監督管理の行為も定めていない。結局、海外の個人情報受領者は情報漏洩を報告しなくてもそのまま済んだ恐れもあるのではないか。このような状況を解決するために、「国外の受領者の要求を経て」を削除し、すなわち、個人情報提供者が必ず中国の関連法令を翻訳して海外の個人情報受領者に提供しなければならない。</p>
<p>第3条 (四)</p>	<p>下記下線部の追加を提案する。</p> <p>(四) 個人情報を保存する期間は、処理の目的を実現するために必要な最短期間とする。上述の保存期間を超えると、保存期間に関する個人情報主体の単独の同意を得ない限り、個人情報（すべてのバックアップを含む）に対して <u>合理的な期間内に</u> 削除又は匿名化処理を行う。個人情報処理者の委託を受けて個人情報を処理する場合は、削除又は匿名化を行った後に、関連の監査報告書を個人情報処理者に提供する。</p> <p><u>現地の法令で個人情報の削除または匿名化が禁止されている場合、国外の受領者は、引き続き本条項を遵守し、現地の法令で指定された範囲と期間内にのみこれらのデータを処理する。</u></p>	<p>個人情報の海外受信者の処理方法を規定しているが、処理期間は指定していない。情報の保存方法が異なれば、必要な清算と廃棄の方法も異なるため、異なる清算と廃棄の期間を指定する必要がある。</p> <p>また、海外の受領者による個人情報の廃棄が現地の法令により禁止または制限されている場合、契約上の義務を履行できない場合があるため、制限事項を追加したい。</p>

<p>第3条 (五)</p>	<p>下記下線部の規定の基準を具体的に示していただきたい。</p> <p>(五) 次の方式に従って個人情報処理の安全を確保する。</p> <p>1. <u>有効な技術的及び管理的措置</u>を講じることで、個人情報の安全を確保する。</p>	<p>第1条 定義(7)に以下の記載があるが、有効な技術的及び管理的措置の具体的な基準は以下の関連法令のどれかに記載があるということであれば、参照する該当の法令を明確に示していただきたい。</p> <p>「関連法令」とは、「中華人民共和国民法典」「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」「中華人民共和国データセキュリティ法」「中華人民共和国個人情報保護法」「個人情報越境移転標準契約規定」等の中華人民共和国の法令及び部門規則、並びに前述の法令及び部門規則に対して改正、修正又は追加を行った法令及び部門規則をいい、旧法令及び部門規則に代わる後続の法令及び部門規則を含む。</p>
<p>第3条 (六) 5.</p>	<p>下記下線部の追加を提案する。</p> <p>個人情報処理者の委託を受けて個人情報を処理するときは、個人情報処理者が<u>前述の第2号に定める中華人民共和国管理監督機関への報告および</u>、第3号に定める個人情報主体への通知の義務を負う。</p>	<p>国外の受領者が個人情報処理者の委託を受けて個人情報を処理していた場合は、中国個人情報保護法第22条に従い個人情報処理者の指示および監督を受けている。したがって、個人データの漏えいが生じた場合において、委託先を監督している個人情報処理者が中国個人情報保護法第53条に従い管理監督当局へ報告すべきであるため。</p>
<p>第4条 (一)</p>	<p>下記下線部の規定は具体的にどのような状態をいうか不明瞭なため、定義を示していただきたい。</p> <p>(一) 双方は、合理的な努力を経てなおも<u>国外の受領者の所在国又は地域の個人情報保護政策法規(いずれの個人情報の提供に係る要求又は公共機関への個人情報アクセス権限付与に係る規定も含む)</u>が把握できない場合には、国外の受領者による本契約に定める義務の履行を阻止することをここに保証する。</p>	<p>例えば、同条に「(二) 双方は、第4条第(一)項における保証を提供するにあたり、以下の要素を考慮していることをここに表明する。」と記載があるが、これら記載の事項を満たしていれば、「把握できている」状態と言えるのか明確に示していただきたい。</p>
<p>第5条 (二)</p>	<p>下記取消線部分の削除と下線部分の追加を提案する。</p>	<p>権利擁護のコスト、個人情報のインタナショナルにフローする効率、及び国際間司法</p>

	<p>(二) 個人情報主体者がすでに国外に移転された個人情報に関して上記権利行使を求める場合、個人情報主体者は個人情報処理者に対して適切な措置を取るよう要請することができるものとするし、あるいは国外の受取人に当該要請を求めることができる。<u>個人情報処理者が責任をもって国外の受領者に協力を求めることを含めて個人情報主体者の訴求を実現しなければならない。</u></p>	<p>資源の任意過渡濫用等の多方面の状況を顧み、個人情報主体者に第三者の受益者としての個人情報保護権利を付与するには、一定の制限を与えるべきであり、個人情報主体者が直接に国外受領者に対し請求権を行使する規定を削除していただきたい。</p>
第5条 (三)	<p>下記下線部の規定の基準を示していただきたい。</p> <p>(三) 国外の受領者は、個人情報処理者の通知に従い、又は個人情報主体の請求に基づき、合理的な期間内に、個人情報主体が関連法令に従って行使する権利を実現するものとする。</p> <p>国外の受領者は、<u>目立つ方式</u>、明瞭で分かりやすい文言で真実かつ正確、完全に関連の情報を個人情報主体に告知するものとする。</p>	<p>例えば、HP 上で個人情報主体が容易に見つけやすい場所に掲載する等。</p>
第5条 (四)	<p>第5条4号後半下記規定の追加を提案する。</p> <p>(四) 個人情報主体が過度に多い又は不合理な要求、とりわけ同じ要求を繰り返し提起した場合には、国外の受領者は、許可が求められた執行及び操作のコストを考慮した上で、合理的な費用を徴収し、又はその要求の実現を拒否することができる。<u>個人情報主体の要求が個人情報処理者の営業上の秘密又はその他の経営情報に関わる場合、個人情報処理者は個人情報主体に上記情報を秘密とすることを要求し、又はその要求を拒絶することができる。</u></p>	<p>個人情報主体の要求が情報処理者の営業上の秘密等に関わる場合についての約束の追加提案である。</p>
第6条 (一)	<p>下記下線部分の追加を提案する。</p>	<p>個人情報処理者が越境移転を行うために個人から単独の同意を取得する際の通知事項</p>

	<p>国外の受領者は、担当者情報を個人情報処理者に告知し、かつ簡単で分かりやすい方式により、<u>個人情報処理者による通知又はその Web サイトでの公告を通じて、あるいは</u>単独の通知又はその Web サイトでの公告を通じて、当該担当者情報を個人情報主体に告知するものとする。</p>	<p>に含めて担当者情報を告知すれば足りるため。</p>
第7条 (二)	<p>第7条(二)4と5の間に下記規定の追加を提案する。</p> <p>「中華人民共和国において新たな法律又は法規の頒布又は変更によって、個人情報を境外処理者に提供することは法律又は法規に違反することになる場合」</p>	<p>解除事由に「新たな法律又は法規の頒布による情勢変更」という事由を追加すべきであるとするため。</p>
第8条 (四)	<p>下記下線部について、合意に基づく共同侵害を指しているのか、それとも、非合意に基づく共同侵害を指しているのかを明確にして頂きたい。</p> <p>(四) 個人情報処理者及び国外の受領者が<u>本契約に違反することにより</u>共同で個人情報主体に及ぼしたすべての物質的又は非物質的損害について責任を負う場合には、個人情報処理者及び国外の受領者は、個人情報主体に対して連帯して責任を負うものとする。</p>	<p>民法第1172条と第1168条によると、侵害に対する責任は状況によって異なるため。</p>

(以上)